

先行審査プラントの記載との比較表 (V-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針)

玄海原子力発電所第3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>V-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針</p> <p>目次</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 概要 2. 設計基準対象施設の耐震重要度分類 <ul style="list-style-type: none"> 2.1 耐震設計上の重要度分類 2.2 発電用原子炉施設の区分 <ul style="list-style-type: none"> <u>2.2.1 区分の概要</u> <u>2.2.2 各区分の定義</u> <u>2.2.3 間接支持機能及び波及的影響</u> 3. 設計基準対象施設の耐震重要度分類の取合点 4. 重大事故等対処施設の設備の分類 <ul style="list-style-type: none"> 4.1 耐震設計上の設備の分類 4.2 重大事故等対処施設の区分 <ul style="list-style-type: none"> <u>4.2.1 区分の概要</u> <u>4.2.2 各区分の定義</u> <u>4.2.3 間接支持機能及び波及的影響</u> 5. 重大事故等対処施設の施設区分の取合点 	<p>図書名称の差異</p> <p>表現上の差異 (図書内での表現を統一させた。以下同様。)</p> <p>記載方針の差異 (目次の記載ルールによる差異。以下同様。)</p> <p>表現上の差異 (施設の分類の場合は「施設区分」、設備の分類の場合は「設備分類」と整理した。以下同様。)</p>
		<p>1. 概要</p> <p>本資料は、V-2-1-1 「耐震設計の基本方針」 のうち「3. 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備の分類」に基づき設計基準対象施設の耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針について説明するものである。</p>	<p>①記載方針の差異 (「添付書類」は記載しない。以下同様。)</p> <p>②図書名称の差異</p> <p>③表現上の差異</p>

赤字 : 柏崎刈羽原子力発電所第7号機と東海第二発電所の差異
 黄色 : 前回提出時からの変更箇所

1
本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所第3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>2. 設計基準対象施設の耐震重要度分類</p> <p>2.1 耐震設計上の重要度分類</p> <p>設計基準対象施設の耐震設計上の重要度を次のように分類する。</p> <p>(1) S クラスの施設</p> <p>地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するため必要となる施設であって、その影響が大きいものであり、次の施設を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系 b. 使用済燃料を貯蔵するための施設 c. 原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設 d. 原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設 e. 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設 f. 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に、圧力障壁となり放射性物質の放散を直接防ぐための施設 g. 放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するための施設であり、上記の「放射性物質の放散を直接防ぐための施設」以外の施設 h. 津波防護機能を有する設備（以下「津波防護施設」という。）及び浸水防止機能を有する設備（以下「浸水防止設備」という。） 	

赤字 : 柏崎刈羽原子力発電所第7号機と東海第二発電所の差異
■ : 前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所第3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>i. 敷地における津波監視機能を有する施設(以下「津波監視設備」という。)</p> <p>(2) Bクラスの施設 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスの施設と比べ小さい施設であり、次の施設を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されてい、1次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設 b. 放射性廃棄物を内蔵している施設(ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)」第2条第2項第6号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分に小さいものは除く。) c. 放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で、その破損により、公衆及び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設 d. 使用済燃料を冷却するための施設 e. 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設 <p>(3) Cクラスの施設 Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設</p> <p>2.2 発電用原子炉施設の区分 2.2.1 区分の概要 当該施設に課せられる機能は、その機能に直接的に関連するものほか、補助的な役割を持つもの、支持構造物等の間接的な施設を含めた健全性が保たれて初め</p>	

赤字 : 柏崎刈羽原子力発電所第7号機と東海第二発電所の差異
■ : 前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所第3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>て維持し得るものであることを考慮し、これらを主要設備、補助設備、直接支持構造物、間接支持構造物及び波及的影響を考慮すべき施設に区分する。</p> <p>2.2.2 各区分の定義 各区分の設備とは次のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。 (2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。 (3) 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。 (4) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいう。 (5) 波及的影響を考慮すべき施設とは、下位クラス施設のうち、その破損等によって上位クラス施設に波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。波及的影響を考慮すべき施設の検討については、V-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」に示す。 <p>2.2.3 間接支持機能及び波及的影響 同一系統設備に属する主要設備、補助設備及び直接支持構造物については同一の耐震重要度とするが、間接支持構造物の支持機能及び設備相互間の影響については、それぞれ関連する設備の耐震設計に適用される地震動に対して安全上支障ないことを確認するものとする。 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設を表2-1に、設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類を表2-2に示す。同表には当該施設を支持する構築物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動（以下「検討用地震動」という。）を併記する。</p>	<p>表現上の差異（図書内での表現を統一させた。以下同様。）</p> <p>プラント固有（柏崎刈羽原子力発電所7号機（以下「KK7」という。）の設計基準対象施設に車両の間接支持構造物はないため記載しない。）</p>

赤字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と東海第二発電所の差異
■：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所第3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>3. 設計基準対象施設の<u>耐震重要度分類</u>の取合点 設計基準対象施設の<u>耐震重要度分類</u>の取合点は、以下の<u>とおり</u>とする。</p> <p>(1) 機器とそれに接続する配管系との<u>耐震重要度分類</u>が異なる場合の取合点は、原則として、機器から見て第1弁とする。取合点となる第1弁は、上位の<u>耐震重要度分類</u>に属するものとする。</p> <p>(2) 原子炉格納容器バウンダリは、バウンダリを構成する弁までをSクラスとする(図3-1参照)。</p> <p>図3-1 原子炉格納容器バウンダリとSクラスの範囲</p> <p>(3) 配管系中で<u>耐震重要度分類</u>が異なる場合の取合点は、原子炉冷却材圧力バウンダリ周りで第2隔離弁までがバウンダリの場合は第2弁^(注1)、その他は上位の<u>耐震重要度分類</u>から見て第1弁^(注2)とする。取合点となる弁は、図3-2に示すように上位の<u>耐震重要度分類</u>に属するものとする。</p> <p>図3-2 配管中の取合点</p>	<p>記載方針の差異 (KK7では「とおり」で統一。以下同様。)</p> <p>表現上の差異 (図書内での表現を統一させた。)</p>

赤字 : 柏崎刈羽原子力発電所第7号機と東海第二発電所の差異
■ : 前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所第3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>4. 重大事故等対処施設の設備の分類</p> <p>4.1 耐震設計上の設備の分類</p> <p>重大事故等対処施設について、耐震設計上の区分を設備が有する重大事故等時に対処するために必要な機能を踏まえて、以下の<u>とおり</u>に分類する。</p> <p>(1) 基準地震動 S s による地震力に対して重大事故等時に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないように設計するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 常設耐震重要重大事故防止設備 <p>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> b. 常設重大事故緩和設備 <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> c. <u>常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）</u> <p><u>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもので当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> d. <u>常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）</u> <p><u>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する常設重大事故緩和設備以外の常設のもの</u></p> <p>(2) 静的地震力に<u>対して十分に耐えるよう</u>、又は<u>共振のおそれのある施設については</u>弹性設計用地震動 S d に 2 分の 1 を乗じたものによる地震力に<u>対しても</u>十分耐えるよう設計するもの</p>	<p>設計方針の差異（設計基準拡張の有無。以下同様。）</p> <p>表現上の差異（弹性設計用地震動 S d に 2 分の 1 を乗じたものによる地震力に<u>対しても</u>十分耐えるよう設計するものを明確にした。）</p>

赤字 : 柏崎刈羽原子力発電所第7号機と東海第二発電所の差異
 黄色 : 前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所第3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>a. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、耐震<u>重要度分類が</u>Bクラス又はCクラスに属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>b. <u>常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）</u> <u>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもので当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの</u></p> <p>4.2 重大事故等対処施設の区分</p> <p>4.2.1 区分の概要 当該施設に課せられる機能は、その機能に関連するもののほか、支持構造物等の間接的な施設を含めた健全性が保たれて初めて維持し得るものであることを考慮し、これらを設備、直接支持構造物、間接支持構造物及び波及的影響を考慮すべき施設に区分する。</p> <p>4.2.2 各区分の定義 各区分の設備とは次のものをいう。</p> <p>(1) 設備とは、重大事故等時に對処するために必要な機能を有する設備で、重大事故等時に当該機能に直接的に関連する設備及び間接的に関連する設備をいう。</p> <p>(2) 直接支持構造物とは、設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。</p> <p>(3) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物・車両）をいう。</p> <p>(4) 波及的影響を考慮すべき施設とは、下位クラス施設の破損等によって上位クラス施設に波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。波及的影響を考慮すべ</p>	表現上の差異（図書内での表現を統一させた。）

赤字 : 柏崎刈羽原子力発電所第7号機と東海第二発電所の差異
■ : 前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所第3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>き施設の検討については、V-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」に示す。</p> <p>4.2.3 間接支持機能及び波及的影響</p> <p>設備の直接支持構造物については設備と同一の設備分類とするが、間接支持構造物の支持機能及び設備相互間の影響については、それぞれ関連する設備の耐震設計に適用される地震動に対して安全上支障のないことを確認するものとする。</p> <p>重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設を表4-1に、重大事故等対処施設の申請設備の設備分類を表4-2に示す。また、同表には、当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動（以下「検討用地震動」という。）を併記する。</p>	
		<p>5. 重大事故等対処施設の<u>施設区分</u>の取合点</p> <p>重大事故等対処施設の<u>施設区分</u>の取合点は、以下の<u>とおり</u>とする。</p> <p>(1) 機器とそれに接続する配管系との、上位クラス施設と下位クラス施設の取合点は、原則として、機器から見て第1弁とする。取合点となる第1弁は、上位クラス施設に属するものとする。</p> <p>(2) 配管系中の上位クラス施設と下位クラス施設の取合点は、原子炉冷却材圧力バウンダリ周りで第2隔離弁までがバウンダリの場合は第2弁^(注1)、その他は上位クラスから見て第1弁^(注2)とする。取合点となる弁は、図5-1に示すように上位クラス施設に属するものとする。</p>	表現上の差異（上述の4.2.2(4)で、上位クラス施設及び下位クラス施設の定義を説明しているV-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」を呼び込んでいるため記載しない。）

赤字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と東海第二発電所の差異
■：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所第3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>図 5-1 配管系中の取合点</p>	

赤字 : 柏崎刈羽原子力発電所第7号機と東海第二発電所の差異
■ : 前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

耐震重要度 区分	機能別分類	主要設備 ^{*1}		補助設備 ^{*2}		直接支持構造物 ^{*3}		間接支持構造物 ^{*4}		波及的影響を 考慮すべき施設 ^{*5}	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地盤動 き ^{*6}
Sクラス	(I) 原子炉冷却圧力バケンダリを構成する機器・配管系	•原子炉圧力容器 •原子炉冷却圧力バケンダリに属する容器・配管・ポンプ・弁	S S	•隔壁弁を開するに必要な電気及び計装設備	S	•原子炉圧力容器支持スカート •機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	•原子炉本体基礎 •原子炉建屋 •コントロール建屋(2)	S s	•原子炉建屋 •サービス建屋 •中央制御室天井照明	S s S s S s
	(II) 使用済燃料を行處するための施設	•使用済燃料貯蔵プール •使用済燃料貯蔵ラック	S S	•燃科プール水補給設備(残留熱除去系(燃料プール水の補給に必要な設備)) •非常用電源及び計装設備(ディーゼル発電機及びその冷却系、補助施設を含む)	S	•機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	•原子炉建屋 •コントロール建屋(2) •軽油送糸配管ダクト(2)	S s	•原子炉建屋 •軽油送糸配管ダクト •燃料取扱機 •サービス建屋	S s S s
	(III) 原子炉の緊急停止のためにに負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設	•制御体、制御体駆動機構及び制御体駆動水圧系(スクーム機能に関する部分)	S	•炉心支持構造物 •電気計装設備 •チャンネルボックス	S S	•機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	•原子炉建屋 •下部ドライエルアクセストンネル(2)	S s	—	—
	(IV) 原子炉停止後、炉心から熱燃然を除去するための施設	•原子炉隔壁時冷却装置 •高压炉心注水系 •残留熱除去系 (停止時冷却モード運転に必要な設備) •冷却水槽としてのサブレシジョンチャンバー	S S	•当該施設の冷却系 (原子炉補機冷却) •炉心支持構造物 •非常用電源及び計装設備(ディーゼル発電機及びその冷却系、補助施設を含む) •当該施設の機能維持に必要な空調設備	S S	•機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	•原子炉建屋 •コントロール建屋(2) •ターピング建屋(2) (Sクラスクの機器・配管等を支持する部分) •軽油送糸配管ダクト(2)	S s S s S s S s	•サービス建屋 •中央制御室天井照明	S s S s

本頁以降は東海第二発電所と KK7 の相違点について比較する。

①プラント固有
系統構成の差異

②プラント固有(間接支持構造物)
設備を設置している建物・構築物による違い。

③プラント固有(波及的影響)
抽出される下位クラス施設の違い。

耐震重要度分類	機能別分類	主要設備 ^{*1}		補助設備 ^{*2}		直接支持構造物 ^{*3}		間接支持構造物 ^{*4}		波及的影響を考慮すべき施設 ^{*5}	
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動 ^{*6}		
Sクラス	(V) 原子炉冷却材圧力バウンドアリ破損事故後、炉心から崩壊を除去するための施設	・非常用炉心冷却系 ① 1) 高圧恒心注水系 2) 原子炉補機冷却系 3) 残留熱除去系(低圧注水モード運転に必要な設備) 4) 自動減圧系 ・冷却水源としてのサブレッショングレンチエンバ	S ① S S	・当該施設の冷却系 系 ・非常用電源及び計装設備(ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む) ・中央制御室の遮蔽及び空調設備 ・当該施設の機能維持 ・必要な空調設備 ・隔離弁を閉じたうえに必要な空調設備	S ① S S	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S S	・原子炉建屋 ② ・タービン建屋 (Sクラスの機器・配管を支持する部分) ・コントロール建屋 ② ・軽油タンクの基礎 ② ・燃料移送系配管ダクト ②	S s S s S s S s	・サービス建屋 明 ・中央制御室天井照 明 ・サービス建屋 ・原子炉ウェル遮蔽 ② ・コントロール建屋 ② ・原子炉建屋 ・原子炉プラグ ・サービス建屋 ・中央制御室天井照 明 ・原子炉建屋 ・原子炉外壁 ・耐火隔壁 ・サービス建屋 ・主排気筒(外筒) ② ・タービン建屋 (Sクラスの機器・配管を支持する部分) ・コントロール建屋 ② ・軽油タンクの基礎 ② ・燃料移送系配管ダクト ② ・原子炉本体基礎	S s S s S s S s
(VI) 原子炉冷却材圧力バウンドアリ破損事故の際に、その外部放散を抑制するための施設	・原子炉格納容器 ・格納容器バウンダリに属する配管・弁	S	S	・当該施設の冷却系 系 ・非常用電源及び計装設備(ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む) ・可燃性ガス濃度制御系 ・原子炉建屋原子炉区域 ・非常用ガス処理系及び排気口 ・原子炉格納容器圧力抑制装置 (ダイヤフラムプロア、ペント管) ・冷却水源としてのサブレッショングレンチエンバ	S	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	・原子炉建屋 ② ・タービン建屋 (Sクラスの機器・配管を支持する部分) ・コントロール建屋 ② ・軽油タンクの基礎 ② ・燃料移送系配管ダクト ② ・原子炉本体基礎	S s S s S s S s	S s S s S s S s	
(VII) 放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するための施設	・残留熱除去系(低圧冷却材の運転に必要な設備) ・可燃性ガス処理系 ・原子炉建屋原子炉区域 ・非常用ガス処理系及び排気口 ・原子炉格納容器圧力抑制装置 (ダイヤフラムプロア、ペント管) ・冷却水源としてのサブレッショングレンチエンバ	S	S	・当該施設の冷却系 系 ・非常用電源及び計装設備(ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む) ・可燃性ガス処理系及び排気口 ・原子炉格納容器圧力抑制装置 (ダイヤフラムプロア、ペント管) ・冷却水源としてのサブレッショングレンチエンバ	S	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	・原子炉建屋 ② ・タービン建屋 (Sクラスの機器・配管を支持する部分) ・コントロール建屋 ② ・軽油タンクの基礎 ② ・燃料移送系配管ダクト ② ・原子炉本体基礎	S s S s S s S s	S s S s S s S s	

: 東海第二発電所と柏崎刈羽原子力発電所第7号機の相違点
 : 前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

耐震重要度 区分	機能別分類	主要設備 ^{*1}		補助設備 ^{*2}		直接支持構造物 ^{*3}		間接支持構造物 ^{*4}		波及的影響を 考慮すべき施設 ^{*5}
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
Sクラス	(W)津波防護機能を有する設備及び浸水防止機能を有する設備	・海水防護板 ・取水槽 ・床ドレンライン浸水防止治具 ・真通部止水処置	④	S S S S	—	—	—	機器・配管等の支持構造物	S •タービン建屋 •浸水防止設備を支持する部分) ②	S —
(X)敷地における津波監視機能を有する施設	・津波監視カメラ ・取水槽水位計	S S	非常用電源及び計装設備(ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む)	S	電気計装設備等の支持構造物	S •主排気筒(外殻) •タービン建屋 •津波監視設備を支持する部分) ②	S S S S	—	—	
(X)その他	・ほう臥水注入系 ^{*7} ・圧力容器内部構造物 ^{*8}	S S	・非常用電源及び計装設備(ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む)	S	機器・配管・計装設備等の支持構造物 ・原子炉圧力容器	S •原子炉建屋 •コントロール建屋 •原子炉本体基礎 •燃料移送系配管 ②	S S S S	•サービス建屋 •原子炉本体基礎 •燃料移送系配管 ②	S —	

耐震重要度 区分	機能別分類	直接支持構造物 ^{*4}		間接支持構造物 ^{*5}		検討用 地震動 ^{*6}	検討用 地盤動 ^{*6}
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス		
Sクラス	(W)津波防護機能を有する設備及び浸水防止機能を有する設備	・海水防護板 ・取水槽 ・床ドレンライン浸水防止治具 ・真通部止水処置	④	S S S S	—	S •タービン建屋 •浸水防止設備を支持する部分) ②	S —
(X)敷地における津波監視機能を有する施設	・津波監視カメラ ・取水槽水位計	S S	非常用電源及び計装設備(ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む)	S	電気計装設備等の支 持構造物	S •主排気筒(外殻) •タービン建屋 •津波監視設備を支持する部分) ②	S S S S
(X)その他	・ほう臥水注入系 ^{*7} ・圧力容器内部構造物 ^{*8}	S S	・非常用電源及び計装設備(ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む)	S	機器・配管・計装設備等の支持構造物 ・原子炉圧力容器	S •原子炉建屋 •コントロール建屋 •原子炉本体基礎 •燃料移送系配管 ②	S S S S

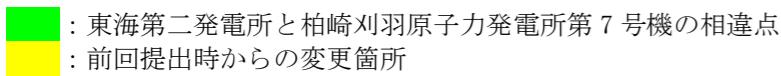
- ①プラント固有
系統構成の差異
- ②プラント固有（間接支持構造物）
設備を設置している建物・構築物による違い。
- ③プラント固有（波及的影響）
抽出される下位クラス施設の違い。
- ④表現上の差異

柏崎刈羽原子力発電所第7号機

耐震重要度 分類	機能別分類	主要設備*		補助設備**		直接支持構造物***		間接支持構造物****	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス
Bクラス	(I) 原子炉冷却材圧力ババ ンダリに直接接続されて いて、一次冷却材を内蔵 しているか又は内蔵し得 る施設	・主蒸気系(原子炉格納容器 外側主蒸気隔離弁からターピン 主蒸気止め弁まで)	B *9	・機器・配管等の支持構造物	B *9	・原子炉建屋 (原子炉格納容器外側主蒸 気隔離弁よりターピン主蒸 気止め弁までの配管・弁を 支持する部分)	B *9	・原子炉建屋 (原子炉格納容器外側主蒸 気隔離弁よりターピン主蒸 気止め弁までの配管・弁を 支持する部分)	S d S d
	(II) 放射性廃棄物を内蔵し ている施設(ただし、内 蔵量が少ない又は貯蔵方 式により、その破損によ り公衆に与える放射線の 影響が「周辺監視区域」 外における年間の総量限 度に比べ十分小さいもの は除く)	・放射性廃棄物を内蔵する ただし、Cクラスに属する ものは除く	B	・機器・配管等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ・ターピン建屋 ・原子炉建屋 ・ターピン建屋 ・原子炉建屋 ・ターピン建屋 ・原子炉建屋 ・ターピン建屋 ・原子炉建屋 ・ターピン建屋 ・5号機原子炉建屋 ②	B	・原子炉建屋 ・ターピン建屋 ・原子炉建屋 ・ターピン建屋 ・原子炉建屋 ・ターピン建屋 ・原子炉建屋 ・ターピン建屋 ・原子炉建屋 ・ターピン建屋 ・5号機原子炉建屋 ②	S s S s
	(III) 放射性廃棄物以外の放 射性物質に関連した施設 で、その破損により、公 衆及び従事者に過大な放 射線被ばくを与える可能 性のある施設	・放射性廃棄物以外の放 射性物質に関連した施設 で、その破損により、公 衆及び従事者に過大な放 射線被ばくを与える可能 性のある施設	B ① B	・機器・配管等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ・ターピン・ペデスタル ② ・廃棄物処理建屋	B	・原子炉建屋 ・ターピン・ペデスタル ② ・廃棄物処理建屋	S b S b S b S b
	(IV) 使用済燃料を冷却する ための施設	・燃料ブール冷却净化系 ・電気計装設備	B	・機器・配管・電気計装設備 等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ・ターピン建屋 ・コントロール室 ②	B	・原子炉建屋 ・ターピン建屋 ・コントロール室 ②	S b S b

備 考

- ①プラント固有
系統構成の差異
 - ②プラント固有（間接支持構造物）
設備を設置している建物・構築物による違い。
 - ③表現上の差異



 : 東海第二発電所と柏崎刈羽原子力発電所第7号機の相違点
 : 前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

東海第二発電所		柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考												
耐震重要度 分類	機能別分類	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主要設備^{*1}</th> <th>補助設備^{*2}</th> <th>直接支持構造物^{*3}</th> <th>間接支持構造物^{*4}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用範囲 耐震 クラス</td><td>適用範囲 耐震 クラス</td><td>適用範囲 耐震 クラス</td><td>適用範囲 耐震 クラス</td></tr> <tr> <td>C (III) 放射線安全に關係しない施設等</td><td> C •循環水系 •タービン油機冷却系 •所内がイフ •消火系② •閉閉所 •換気空調系(Sクラスの換気空調系以外のもの) •タービン建屋クレーン •圧縮空気系 •5号機原子炉建屋内緊急時対策所 •その他の </td><td> C •5号機原子炉建屋内緊急時対策所計装設備・通信設備 •機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 ② </td><td> C •原子炉建屋 •タービン建屋 •補助ボイラ建屋 •当該施設の支特構造物① •コントロール室① •サービス建屋① •廃棄物処理建屋① •5号機原子炉建屋① </td></tr> </tbody> </table>	主要設備 ^{*1}	補助設備 ^{*2}	直接支持構造物 ^{*3}	間接支持構造物 ^{*4}	適用範囲 耐震 クラス	適用範囲 耐震 クラス	適用範囲 耐震 クラス	適用範囲 耐震 クラス	C (III) 放射線安全に關係しない施設等	C •循環水系 •タービン油機冷却系 •所内がイフ •消火系② •閉閉所 •換気空調系(Sクラスの換気空調系以外のもの) •タービン建屋クレーン •圧縮空気系 •5号機原子炉建屋内緊急時対策所 •その他の	C •5号機原子炉建屋内緊急時対策所計装設備・通信設備 •機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 ②	C •原子炉建屋 •タービン建屋 •補助ボイラ建屋 •当該施設の支特構造物① •コントロール室① •サービス建屋① •廃棄物処理建屋① •5号機原子炉建屋①	<p>①プラント固有（間接支持構造物） 設備を設置している建物・構築物による違い。</p> <p>②表現上の差異</p>
主要設備 ^{*1}	補助設備 ^{*2}	直接支持構造物 ^{*3}	間接支持構造物 ^{*4}												
適用範囲 耐震 クラス	適用範囲 耐震 クラス	適用範囲 耐震 クラス	適用範囲 耐震 クラス												
C (III) 放射線安全に關係しない施設等	C •循環水系 •タービン油機冷却系 •所内がイフ •消火系② •閉閉所 •換気空調系(Sクラスの換気空調系以外のもの) •タービン建屋クレーン •圧縮空気系 •5号機原子炉建屋内緊急時対策所 •その他の	C •5号機原子炉建屋内緊急時対策所計装設備・通信設備 •機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 ②	C •原子炉建屋 •タービン建屋 •補助ボイラ建屋 •当該施設の支特構造物① •コントロール室① •サービス建屋① •廃棄物処理建屋① •5号機原子炉建屋①												

: 東海第二発電所と柏崎刈羽原子力発電所第7号機の相違点
 : 前回提出時からの変更箇所

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
<p>注記*1：主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。</p> <p>*2：補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。</p> <p>*3：直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受けける構造物をいう。</p> <p>*4：間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいう。</p> <p>*5：波及的影響を考慮すべき施設とは、下位の耐震クラスに属するものの破損等によって上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。</p> <p>*6：S_s：基準地震動S_sにより定まる地震力。</p> <p>S_d：弹性設計用地震動S_dにより定まる地震力。</p> <p>S_B：耐震Bクラス施設に適用される地震力。</p> <p>S_C：耐震Cクラス施設に適用される静的地震力。</p> <p>*7：ほう酸水注入系は、安全機能の重要度を考慮して、Sクラスに準ずる。</p> <p>*8：圧力容器内部構造物は、炉内にあることの重要性からSクラスに準ずる。</p> <p>*9：Bクラスではあるが、弹性設計用地震動S_dに対し破損しないことの検討を行うものとする。^③</p> <p>*10：地震により主蒸気逃がし安全弁排気管が破損したとしても、ドライウェル内に放出された蒸気はベント管を通してサブレッシュチャンバのプール水中に導かれて凝縮するため、格納容器内圧が有意に上昇することはないと考えられるが、基準地震動S_sに対してドライウェル内の主蒸気逃がし安全弁排気管が破損しないことを確認する。</p> <p>*11：使用済燃料輸送容器保管庫の破損によって使用済燃料輸送容器に波及的破損を与えるよう設計するものとする。^①</p> <p>*12：原子炉本体基礎は、間接支持構造物の機能に加えてドライウェルとサブレーションチャンバとの圧力境界となる機能を有する。^①</p>	<p>本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。</p>	<p>①プラント固有 系統構成の差異</p> <p>②プラント固有（間接支持構造物） 設備を設置している建物・構築物による違い。</p> <p>③表現上の差異</p>

: 東海第二発電所と柏崎刈羽原子力発電所第7号機の相違点
: 前回提出時からの変更箇所